

社会福祉法人シルバニア  
女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年4月1日

男女ともに職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい  
雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：毎年、自社の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 令和4年4月～ 問題点や改善点の有無について、会議等で共有し検討
- 令和4年4月～ 制度の利用状況、取組の成果について年度ごと現状を把握

目標2：年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間75%以上とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 年間での有給休暇の取得状況の取りまとめ
- 令和4年4月～ アンケートや面談にて、有給休暇取得に対する職員の要望等把握  
会議等で共有し検討

目標3：女性職員の育休取得率を90%以上、男性職員の育休取得率を30%以上とする

<対策>

- 令和4年4月～ 育児休業・産後パパ育休等に関する管理職への研修の実施
- 令和4年4月～ 育児休業・産後パパ育休等に関する職員への窓口設置・方針の周知